

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年3月7日（平成29年（行情）諮問第86号）

答申日：平成29年5月19日（平成29年度（行情）答申第61号）

事件名：特定法人の平成25年1月期における法人税及び消費税の一件別徴収カードの不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定法人の平成25年1月期における法人税及び消費税の一件別徴収カード」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月7日付け特定記号第118号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 請求人は、特定地方裁判所に更正処分等に対する提訴をすべく訴訟準備しようとしていたもので、提訴弁護士に關係書類を手渡す必要があった。したがって、不開示処分を取り消し、關係書類の開示、交付を必要とした。
- (2) 本年審査請求人に対して管轄の特定税務署から更正処分があり、それに対し、当社は異議申立てをし、異議決定があり、更に当社は審査請求し、裁決があった。しかし、その中で当社の主張は認められなかった。そこで提訴することにした。その準備として、更正処分や異議申立て更には審査請求の書類を提訴裁判所に提出すべく、情報公開制度に基づく請求をした。大阪国税不服審判所への請求においては、裁決書等の書類が謄写され、交付されたが、同審判所では、更正処分及び異議申立て關係の書類は、原本が所轄特定税務署が本来保管している書類であるので、特定税務署へ請求するよう指示を受けた。そこで、当社は、特定税務署にて平成28年7月27日情報公開制度に基づく請求をした。しかしながら、手数料について不足していたことから、追加支払を求める補正命令（口頭）が発令され、請求した3件全部を交付するかしないかの審査

をし、それも当初の回答期限は守られませんでした。そして、回答期限が経過した日において全て情報公開できない事由があるとして当社の請求を認めませんでした。現在、弁護士に訴訟提起を求め、第1回の弁論が昨日12月2日開催されました。

ここで、上記情報公開制度の不開示処分について問題があるので審査請求をすることにした。

まず、大阪国税不服審判所において、裁決書等の交付を受けたが、特定津税務署では不開示となったこと。不開示となる事由がなく、不開示は訴訟妨害となることは明らかである。

次に手数料の不足は、個々の案件ごとで判断されるべきで、1件については要件は充足されていることから通常の見返期限までに回答すべきところをしていないこと。

更に3件のうち1件について不開示処分がなされ、その後2件について不開示処分がなされたのは、補正命令の意義について特定税務署が理解していなかったことが原因と考えられる。つまり、3件請求していることに対応した教示が全くなされていないのです。本件の審査請求は特定税務署（国）の損害賠償への提訴準備であり、特定税務署が正当か十分検討していただきたいと思えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、「特定法人の特定年月期における法人税及び消費税の一件別徴収カード」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年9月7日付け特定記号第118号により、①本件請求文書が存在しているか否かを答えることにより、特定の法人に係る内国税の納付事績の有無が明らかとなり、法5条2号イに規定する「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」を開示することになること及び②当該法人に係るこれらの情報を開示することにより、税務行政への信頼が損なわれ、同条6号イに規定する税務行政の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法8条の規定に基づき開示請求された行政文書の存否を明らかにせず開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

（1）本件請求文書について

「一件別徴収カード」は、納税者の申告等により、徴収すべき国税がある場合に国が備え付ける帳簿であり、納税者の住所、氏名、税目、徴収す

べき金額等を記録するものである。

したがって、当該書類は納税額の発生原因（申告，更正，決定等）があった場合に電子計算処理により作成され，還付申告など納税額が発生しない場合は作成されない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条2号イ該当性

(ア) 法5条2号イは，法人に関する情報であって，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

(イ) 本件請求文書の有無を答えることは，特定法人の内国税に係る納税額の発生の有無が明らかとなり，特定法人の事業活動に支障を及ぼし，特定法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，特定法人の内国税に係る納税額の発生の有無は，法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

イ 不開示情報該当性（法5条6号柱書き該当性）の追加について

(ア) 税務職員には，国家公務員法100条の守秘義務とともに，国税通則法126条により，国家公務員法より重い守秘義務が課せられている。これは申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには，納税者等の信頼と協力を得ることが必要であり，もし，税務職員が職務上知り得た秘密を他に漏らすとすれば，納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ，納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり，ひいては，適正かつ公平な課税及び徴収の実現が困難となって，申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすことになりかねないからである。

(イ) 本件請求文書の有無を答えることは，申告納税制度を基本とする我が国において，国税当局に対する信頼を失墜させ，納税者等の理解と協力が得られない事態を招き，今後の税務行政の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから，特定法人の内国税に係る納税額の発生の有無は法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は，審査請求書（上記第2の2）において，「手数料の不足は，個々の案件ごとで判断されるべきで，1件については要件は充足されていることから通常の回答期限までに回答すべきところをしていない」と主張しているため，以下検討する。

ア 法4条2項によると，「行政機関の長は，開示請求書に形式上の不備があると認めるときは，開示請求をした者に対し，相当の期間を定めて，その補正を求めることができる。」と規定されている。

イ 処分庁に補正の経緯について確認したところ、以下のとおりであった。

(ア) 審査請求人は、平成28年7月27日に特定税務署の窓口において、1枚の開示請求書で3件の行政文書の開示請求を行った。

(イ) しかしながら、請求文書が3件であるのに対し、開示請求書には1件分の開示請求手数料に相当する収入印紙しか貼付されておらず、住所等の記載内容にも不備があったため、特定税務署職員が法4条2項の規定に基づき、口頭で開示請求書の補正を求めたが、審査請求人はそれに応じなかった。

(ウ) 翌日、特定税務署の職員が窓口にて、開示請求書の「住所」及び「請求する行政文書の名称等」の補正並びに不足分の開示請求手数料の納付を再度求めたところ、審査請求人は「住所」及び「請求する行政文書の名称等」の補正には応じたが、不足分の手数料の納付には応じなかった。

(エ) そこで、不足分の手数料の納付について、平成28年8月5日付け「開示請求書の補正の求め」により、書面にて補正を求めたところ、同月19日に不足分の開示請求手数料が納付された。

ウ 処分庁は、2件分の開示請求手数料が不足していること及び1件分の開示請求手数料に相当する収入印紙しか貼付されておらず、どの行政文書の開示請求分に充ててよいのか不明であったことから、開示請求のあった3件分全てについて補正を求めたものである。

エ したがって、処分庁が行った原処分は、法10条の規定に基づき、補正に要した日数を除いた開示決定等を行うべき期間内に行われたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、上記2及び3(1)の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することになるため、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月27日 審議
- ④ 同年5月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書を含む3件の行政文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書について、その存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、法の適用条項のうち法5条6号イを同号柱書きに変更した上で、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 諮問庁は、上記第3の2(1)のとおり、「一件別徴収カード」は、納税者の申告等により、徴収すべき国税がある場合に国が備え付ける帳簿であると説明している。

(2) 本件開示請求は、特定法人の平成25年1月期における法人税及び消費税の一件別徴収カードの開示を求めるものであって、特定法人について納付すべき法人税又は消費税が発生したことを前提とする文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定法人の法人税又は消費税の納税額の発生の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

(3) 法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。そして、ここにいう「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用などの法人の運営上の地位と解され、これには国税に係る納税額が生じたか否かに係る事実が含まれる。

本件存否情報は、特定法人に関する情報であり、これを公にした場合、信用などの当該法人の運営上の地位を害するおそれがあることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

(5) なお、行政文書開示請求制度は、請求の目的いかなを問わず何人に対しても等しく開示をするものであるから、開示・不開示の判断に当たっては、請求の目的及び開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イ及び6号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は同条2号イ及び6号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子